



(令和7年度実施)

自己点検・評価に当たっての 留意点等について

令和8・9年度に実施する
高等専門学校機関別認証評価に関する説明会

令和7年6月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

自己点検・評価を行う上での留意事項

1. 自己点検・評価を実施するにあたっての全般的な留意事項
2. 自己点検・評価における規程類の整備
3. 自己点検・評価における3つのポリシー
4. 自己点検・評価における意見聴取
5. 自己点検・評価における教育活動状況
6. 成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン
7. 同一試験問題に関するガイドライン
8. 自己点検・評価の作業手順について

自己点検・評価を実施するにあたっての全般的な留意事項(1/2)

1. 最も重要なことは、機関別認証評価の**前年度までに自己点検・評価を実施**して、結果を公表すること
 - 自己点検・評価は学校教育法が定める義務。学校の都合によりスキップできない。自己点検・評価は機関別認証評価のために実施するのではない。
 - **年度計画に対する業務実績報告書を自己点検・評価報告書として公表している学校があるが、これは完全な誤り。**
 - きちんとした体制で自己点検・評価を実施すると、機関別認証評価の負担は大幅に軽減される。
2. **前回の機関別認証評価で改善を要すると指摘された点が改善されていない場合が多い**
 - 改善を検討した関連委員会の議事録の提出が必要。
 - 機関別認証評価の前年に改善検討したのでは、手遅れになる場合がある。
 - 改善が確認されない場合は、評価基準不適合になる。
3. **成績評価・単位認定が適切に実施されていない学校が見受けられる**
 - 成績評価等の客観性、厳格性を担保するために、組織的に以下の項目をチェックする制度の確立とチェックの実施実績の提示が必要
 - ① 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返し使用されていないこと
 - ② 本試験、再試験、追試験、単位追認試験で同一の試験問題が出題されていないこと
 - ③ シラバス記載の成績評価の方法とは異なる成績評価が行われていないこと
 - ④ 成績評価水準の妥当性
 - ⑤ 解答の返却
 - 機関別認証評価では、サンプリング調査を実施しているが、上記項目に問題がある例が数多く確認されている。

自己点検・評価を実施するにあたっての全般的な留意事項(2/2)

4. 学校教育法第113条、学校教育法施行規則第172条の2で規定されている教育研究活動等の情報公表について、不十分なものが見られる
 - カリキュラム、シラバスに関すること
 - 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
 - 学修単位科目の授業外学習の内容
5. 自己点検・評価のスケジュール(推奨例)
 - 4巡目の機関別認証評価から、認証評価を受審した次の年度を1年目として3年目までに対応状況報告を行うことが義務付けられている。3年目に対応状況報告を行う場合は、以下の自己点検・評価の実施を推奨する。

機関別認証評価	3 巡目		4 巡目							5 巡目		
年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
初年度受審校	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●	◎	▽	▽●
2 年度受審校	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●	◎	▽
3 年度受審校	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●	◎
4 年度受審校	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●
5 年度受審校	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽		
6 年度受審校	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽	
7 年度受審校	●	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽

機関別認証評価	◎
任意の対応状況報告期間	△
義務の対応状況報告期間	▽
自己点検・評価	●

5巡目の機関別認証評価の実施内容等は
未定のため、参考までに記載しています。

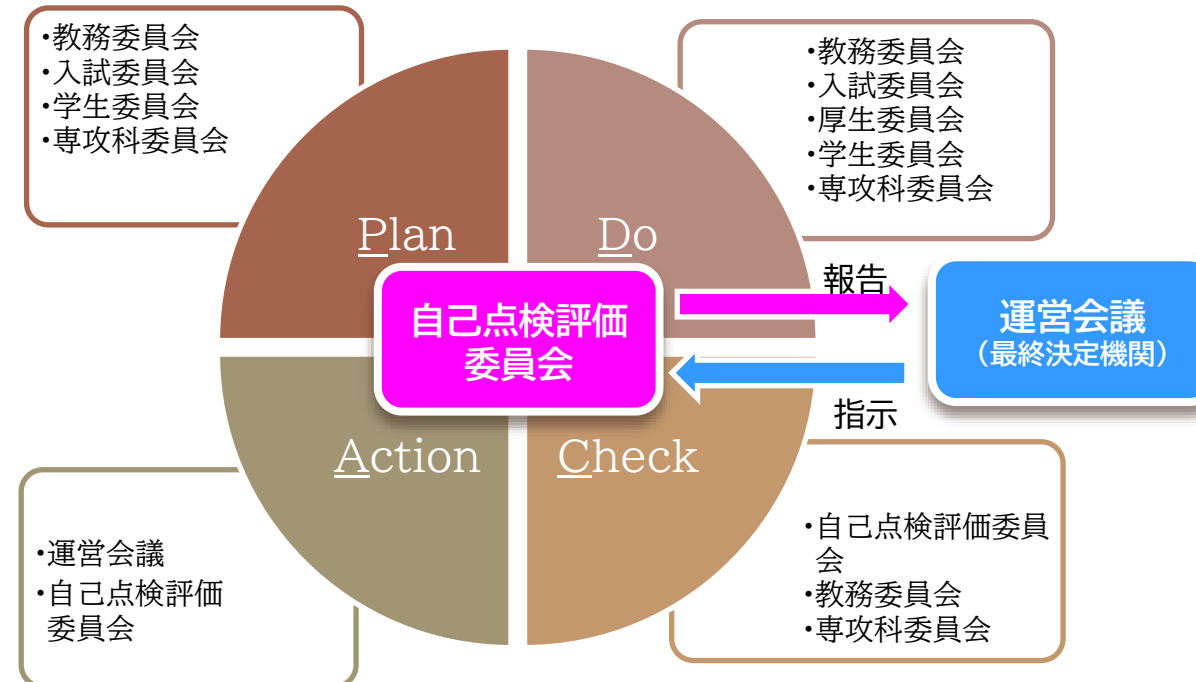
自己点検・評価における規程類の整備(領域1関係)

規程類	内容	観点
自己点検・評価の基本方針	自己点検・評価の目的、対象、統括する委員会、実施頻度、評価報告書の公開を規定することは必須。	観点1-1-① (1)
	施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	観点1-1-① (3)
	第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針を明記すること。	観点1-1-① (5)
自己点検・評価の実施要項、各種委員会の規程	各種委員会の役割、PDCAサイクルの流れを自己点検・評価の実施要項に記載。PDCAサイクル内に示された委員会の規定に、委員会における自己点検・評価の内容を記載。	観点1-1-① (2)
施設・設備、学生支援に関する自己点検・評価を行う委員会規程	施設・設備、学生支援に関する自己点検・評価を業務として規程に明記すること。	観点1-1-① (4)
	施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準や項目が規定されていること。観点1-1-① (3)(4)と関連。	観点1-2-③ (1)
ステークホルダーから意見聴取を行い、教育の質の改善・向上に結び付けることを実施する委員会の規程	第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けることを業務として委員会の規定に明記すること。	観点1-1-① (6)
	教員、職員、在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の学生、保護者、外部関係者(中学校、地方公共団体、民間企業その他)に意見を聴取することを業務として規程に明記すること。	観点1-2-④ (1)
学校の目的及び三つの方針について、点検する委員会の規程	学校の目的及び三つの方針について点検することを業務として委員会規程に明記すること。	観点1-2-① (1)
	領域5の3ポリシーに係る点検等を業務内容として明記すること。	観点1-2-② (1)
自己点検・評価結果を踏まえて、対応措置について所掌する委員会の規程(内部質保証体制に関する規程類)	自己点検・評価結果を踏まえて、対応措置について検討、立案、提案することを規程に明記すること。	観点1-2-⑤ (1)
	自己点検・評価結果を踏まえて、対応措置の計画を実施する手順を規程に明記すること。	観点1-2-⑥ (1)
	自己点検・評価結果を踏まえて、対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順を規程に明記すること。	観点1-2-⑦ (1)

自己点検・評価を実施する体制(1/2)

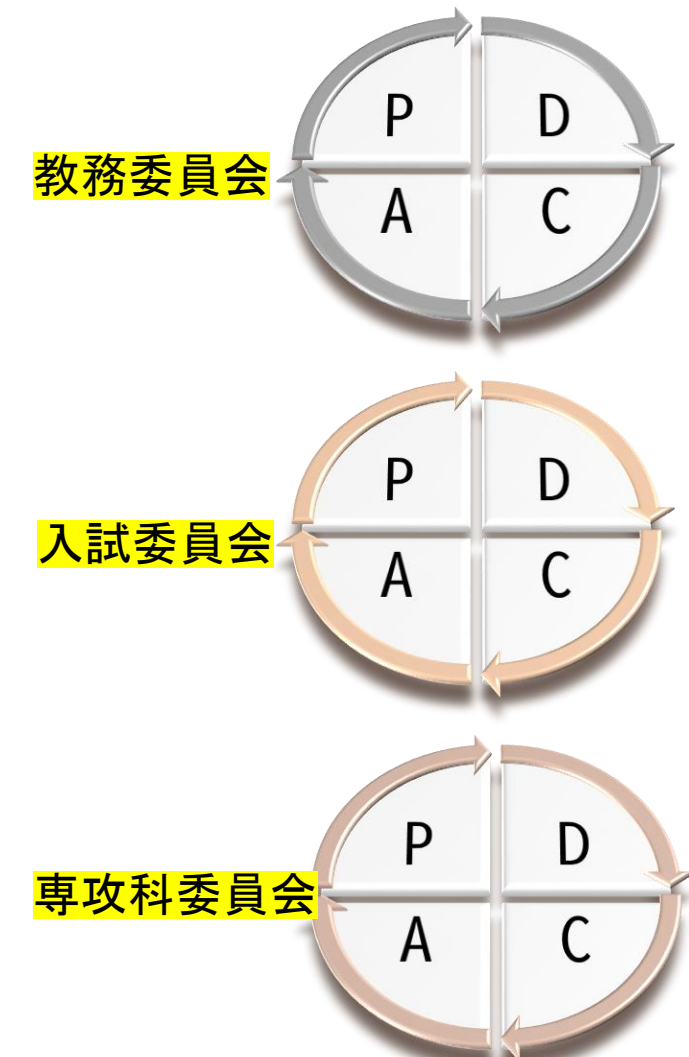
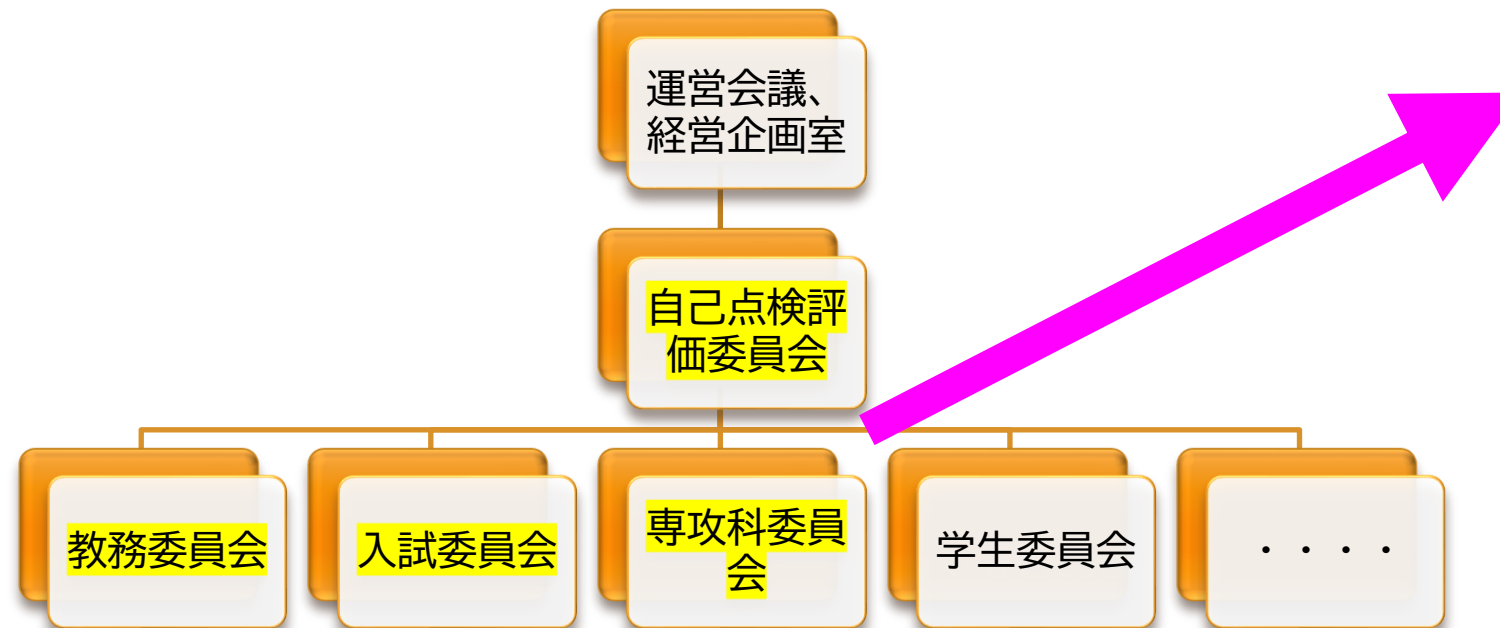
- 機関別認証評価を適切に受審するためには、適切な自己点検・評価体制の構築(規程化)が不可欠である。
- 統括組織とは、自己点検・評価を実質的に回す組織のことで、最終決定機関ではない。
- 自己点検評価委員会を統括組織とした例を示す。
- PDCAサイクル図は、自己点検・評価実施方針か実施要項の別表として付属することが好ましい。

統括組織を明示した体制例



自己点検・評価を実施する体制(2/2)

- 下の例は統括組織として、自己点検評価委員会を置いています。その機能は以下の通りです。
 - 自己点検・評価を統括する
 - 質保証システム全体のPDCAサイクルをまわす
 - 下部委員会に各種データの取得、保管指示
 - 下部委員会にデータに基づく評価、改善案の報告指示
- 自己点検評価委員会の下の各種委員会等は、独自にPDCAサイクルを回す。



自己点検・評価基準、項目と収集データ類の一覧表

自己点検・評価の評価基準・項目、所掌委員会、収集資料一覧表(抜粋)

領域	基準	観点	項目	所掌委員会	収集データ、資料
1 教育の 内部質保証 システム	1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程
			(3)施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程
			(5)第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(6)(5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程
	2 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること	① 以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること (1)DPが学校の目的に基づき定められていること (2)CPが学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること (3)APが学校の目的に基づき定められていること (4)学習成果の達成がDPの求める卒業(修了)に必要な水準となっていること	(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されていること。	教務委員会、専攻科委員会	教務委員会規程、専攻科委員会規程、ポリシー類整備要項
			② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	教務委員会、専攻科委員会、入試委員会	関連委員会規程
		③ 施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の方法が定められていること	(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されていること。	自己点検評価委員会、施設委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項

- 自己点検・評価方針または自己点検・評価実施要項に右記のような評価基準・項目一覧表を別表として添付することを推奨します。
- 各項目の所掌委員会とそこで収集するデータや資料類も一覧表の形で明記することを推奨します。



自己点検・評価における規程類の整備(領域2関係)

規程類	内容	観点
教務・学生支援・入試を所掌する委員会等の組織構成表、運営規程	教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が分かること。	観点2-2-①(1)
教育研究活動について審議し又は実施する組織について定めている規程	教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織について、構成、責任体制及び審議事項、組織及び議事の運営に関することを規定すること。	観点2-2-②(1)
教員の採用・昇任に係る選考規程、選考基準	教員の採用および昇任に関する選考手続きと職名別の選考基準を規定していること。高等専門学校設置基準に定められた教員資格では不十分。	観点2-4-①(1)
教員評価実施規程、評価基準、教員評価結果を基に行う取組に関する規程	非常勤教員以外の全教員に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行うことを定めた規程とその基準を定めたもの。	観点2-4-②(1)
	様式1「自己評価書」記載の各取組にチェックを入れるためには、取組が明文化され、教員に周知されていなければならない。	観点2-4-③(1)
FDを所掌する委員会の規程、FDの実施要項	FDの実施体制・実施方針・内容・方法が規定されていること。	観点2-4-④(1)
事務組織規程、事務組織図、技術室規程	教育支援者(事務職員、技術職員、助手等。)の役割分担が規定されていること。	観点2-5-①(1)
指導補助者の雇用等を所掌する委員会の規程、その雇用等を規定する要項	指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続、研修、オリエンテーション、指導・助言を規定していること。	観点2-5-①(3)



自己点検・評価における規程類の整備(領域3関係)

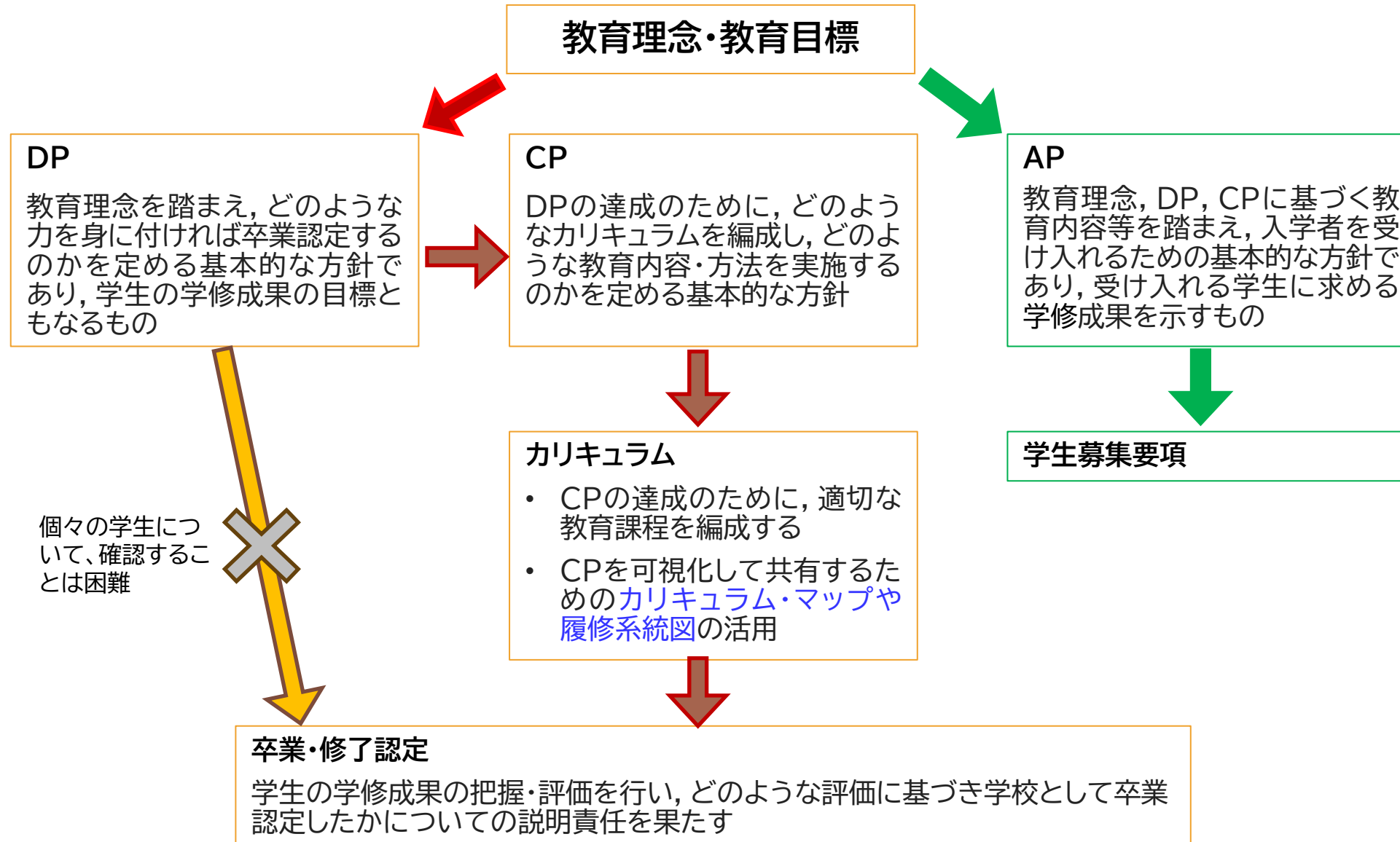
規程類	内容	観点
安全衛生管理規程、安全衛生管理を所掌する委員会の規程	施設・設備の安全衛生管理体制が規定されていること。	観点3-1-②(1)
学生相談室、保健室、相談員やカウンセラー、ハラスメント相談等に関する運営規程	学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等が規定されていること。	観点3-2-①(1)
いじめ防止基本計画、いじめ防止対策委員会規程、その他関連規程	いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等に関する体制の規程。	観点3-2-①(3)
特別な支援が必要と考えられる学生への支援体制に責任を持つ委員会の規程	留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制が分かること。	観点3-2-②(1)～(6)
キャリア教育の体制を定めた規程、キャリア教育として実施している取組の実施要項	就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が規定されていること。	観点3-2-③(1)
	実施要項を定める取組例は観点3-2-③(2)に記載。	観点3-2-③(2)
課外活動の支援を所掌する委員会の規程、運動部の活動方針	当該委員会の組織、目的、活動内容、責任の所在を明記すること。運動部の活動方針も規定することが望ましい。	観点3-2-④(1)～(3)
学生寮管理運営規則、学生寮規則、同細則	学生寮の管理運営体制が規定されていること。	観点3-2-⑤(4)



自己点検・評価における規程類の整備(領域4関係)

規程類	内容	観点
学内会計監査規程	外部資金の会計監査も含む。	観点4-1-① (2)
危機管理を所掌する委員会の規程	委員会の規程、危険物の管理規程	観点4-2-② (1)
危機管理マニュアル、学校防災マニュアル	法令に準拠した内容とすること。	観点4-2-② (2)
管理運営に関わる体制の規程類		観点4-2-① (1)
管理運営に係る委員会の規程	組織図も提示すること。	観点4-2-① (2)
校長、副校長、主事等の役割分担が規定されているもの		観点4-2-① (3)
事務組織について定めた規程	事務組織図も提示すること。	観点4-3-① (1)
SDの企画や実施を所掌する委員会の規程	SDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等	観点4-3-② (1)
教員、事務職員や技術職員の連携体制が分かる規程など	校務分掌・分担の一覧等を含む。	観点4-4-① (1)

3つのポリシーの整合がなぜ重要なのか





自己点検・評価における3つのポリシー(準学士課程)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
DPが準学士課程全体、各学科の目的(自己評価書Ⅱ「目的」に記載したもの。)と整合性を有していること。	ここではDPと教育目標の厳密な整合を求めているが、教育効果を考えるとDPは教育目標と整合していることが望ましい。	観点5-1-①(2)
CPが、DPとの整合性を有していること。	CPとDPの一覧表を作成し、整合性をチェックすること。根拠資料として本資料p.16に記載する一覧表を提出することを推奨します。	観点5-2-②(2)
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	学科(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点5-3-①(1)
APの中の入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法となっていること。	すべての選抜区分について、APの入学者選抜の基本方針と入学者選抜募集要項の記載が整合していること。面接による選抜を行う場合には面接要領、合否判定基準が整備されていること。	観点5-10-①(1)
APに沿った学生の受入れが行われているかどうかを検証し、改善に役立てられているか。	実施する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点5-10-②(1)
学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図っているか。	関係を把握する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点5-11-①(2)

教育活動
の状況に
も記載



自己点検・評価における3つのポリシー(専攻科課程)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
DPが専攻科課程全体、各専攻の目的(自己評価書Ⅱ「目的」に記載したもの。)と整合性を有していること。	ここではDPと教育目標の厳密な整合性を求めているが、DPは教育目標と整合していることが望ましい。	観点6-1-①(2)
CPが、DPとの整合性を有していること。	CPとDPの一覧表を作成し、整合性をチェックすること。根拠資料として本資料p.15に記載する一覧表を提出することを推奨します。	観点6-2-②(2)
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	専攻(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点6-3-①(1)
APの中の入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法となっていること。	すべての選抜区分について、APの入学者選抜の基本方針と入学者選抜募集要項の記載が整合していること。面接による選抜を行う場合には面接要領、合否判定基準が整備されていること。	観点6-10-①(1)
APに沿った学生の受入れが行われているかどうかを検証し、改善に役立てられているか。	実施する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点6-10-②(1)
専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図っているか。	関係を把握する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点6-11-①(2)

教育活動
の状況に
も記載

CP・DP一覧表を作成して、整合性を確認

- 右表のようなCP・DP一覧表を根拠資料に提示することを推奨します。

2024/12/26現在			
学科、専攻	教育目的	DP	CP
本科共通	1. 技術者に必要な基礎知識を備え、実践力のある人材を育成する 2. 創造性を備え、自らの考え方を表現できる人材を育成する 3. 専門的基礎知識を理解し、自ら学ぶことのできる人材を育成する 4. 広い視野と倫理観を備えた人材を育成する	本科では、以下のような能力を身に付け、所定の単位を修得した学生に対し卒業を認定する。 1. 理工系の基礎的な学力をもとに、各専門分野の基礎的な知識と技術及びそれらを応用することができる。 2. 様々な人々と主体的に協働して課題解決に取り組むことのできるコミュニケーション能力、及び、技術者にふさわしい倫理観に基づき、その専門知識を社会のために役立てることができる。 3. 自らの資質と現在の能力を見極め、それらを磨き高める努力を主体的に続けることができる。	本科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。 1. 理工系の分野に共通して必要とされる基礎的な学力を身につけ、各専門分野の基礎的な知識と技術を修得、応用する科目を配置する。 2. 様々な人々と主体的に協働して課題解決に取り組むことのできるコミュニケーション能力と、技術者にふさわしい倫理観を修得する科目を配置する。 3. 継続的に学習していく能力を養う科目を配置する。 これらの科目群に係る単位修得の認定は、各学期の試験の成績、提出物、出席状況及び学習態度等を総合し、以下の区分により評価する。 S(100～90点)秀 A(89～80点)優 B(79～70点)良 C(69～60点)可 F(59～0点)不可
機械システム工学科	1. 自然・人文科学の基礎知識をもとに論理的思考のできる能力 2. 材料・加工学等の要素技術やCAD・CAM・CAE等のコンピュータを使用した生産技術力 3. 各種力学、熱・流体工学等の要素技術や機械製品に関する設計技術力 4. 電気・電子工学、制御・メカトロニクス工学等を用いたシステム化技術力	機械システム工学科では、以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。 1. 機械工学分野の知識を活用し、課題解決に向けて行動できる。 2. 他者と協働し、倫理観・責任感を持って課題に取り組むことができる。 3. 機械工学分野の技術を活用し、課題解決に向けて行動できる。	機械システム工学科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。 1. 機械システムの知識を修得する、物理と数学を基礎としたいわゆる四力学と、これらを基盤とした基礎専門科目を配置する。 2. 課題解決能力を育成する、課題の本質を理解し論理的に解決する能力を育成する卒業研究、他者と協働して課題を解決しようとする能力を育成する科目を配置する。 3. 機械システムの技術を修得する、実践的な機械システム工学の実験や実習、設計製図実習、プログラミング演習などの実技科目を配置する。
情報通信システム工学科	1. 総合科学分野情報通信技術を社会的視点で捉え、多面的に物事を考え、論理的に思考・説明できる能力 2. コンピュータのハードウェアとソフトウェアの基礎知識を備え、通信を含む社会の様々な問題をシステムとして解決できる基本技術力 3. 通信システム設計、通信ネットワーク運用に必要な通信工学と情報セキュリティなどの基本技術力 4. 情報通信技術の基礎となる電子工学の基礎知識とデジタル及びアナログの集積回路設計の基本技術力	情報通信システム工学科では、以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。 1. 情報通信工学の基礎的な知識を活用し、それらを応用することができる。 2. 論理的思考力と技術者としての倫理観を体得し、課題に対してグローバルな視点から、解決に向けてコミュニケーションを図ることができる。 3. 課題に対して主体的かつ計画的に物事を進めることができ、課題解決に導くことができる。	情報通信システム工学科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。 1. 情報通信工学の基礎的な知識を活用し、それらを応用する科目を配置する。 2. 論理的思考力や発表と討議の能力を育成する科目として、電気電子回路・情報・通信工学に関する実験・実習・演習科目を配置する。 3. 課題に対して自主的かつ計画的に物事を進め、課題解決に導く能力を滋養するために、実験、実習、演習科目を体系的に配置する。

APと募集要項の一覧表を作成して、整合性を確認

	AP	募集要項
本科 入学者に求める能力と適性	全学科共通 1. 理数系分野に興味があり、それらの科目において基礎的な学力を有している人 2. 責任感と忍耐力を備え、様々な人々との主体的な協働と学びを通じてコミュニケーション能力を高めることができる人 3. 規則正しい生活と自発的な学習ができる人 機械工学科 1. 機械やモノづくりに興味のある人 2. 機械に関する専門知識と技術を修得し、モノづくりによる社会に貢献したい人 3. 機械の動く仕組みや構造を理解したい人 情報通信工学科 1. 新しい電子機器やソフトウェアに興味のある人 2. 情報や通信の技術によって社会に貢献したい人 3. 情報や通信の技術を身につける意欲のある人 情報知能工学科 1. ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作技術に興味のある人 2. ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術によって社会に貢献したい人 3. ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術を自主的、継続的に学べる人	全学科共通 (1)理数系分野に興味があり、それらの科目において基礎的な学力を有している人 (2)責任感と忍耐力を備え、様々な人々との主体的な協働と学びを通じてコミュニケーション能力を高めることができる人 (3)規則正しい生活と自発的な勉強ができる人 ■機械工学科 (1)機械やモノづくりに興味のある人 (2)機械に関する専門知識と技術を修得し、モノづくりによる社会に貢献したい人 (3)機械の動く仕組みや構造を理解したい人 ■情報通信工学科 (1)新しい電子機器やソフトウェアに興味のある人 (2)情報や通信の技術によって社会に貢献したい人 (3)情報や通信の技術を身につける意欲のある人 ■情報知能工学科 (1)ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作技術に興味のある人 (2)ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術によって社会に貢献したい人 (3)ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術を自主的、継続的に学べる人
本科 選抜方針(全学科共通)	推薦による選抜 在籍中学校等における調査書、推薦書および面接の結果を総合して、「入学者に求める能力と適性」に沿った人材を選抜します。 学力検査による選抜 中学校等における調査書および学力検査の結果を総合して、特に「入学者に求める能力と適性」に沿った人材を選抜します。学力検査は、理科、英語、数学、国語および社会の5教科による試験とします。 帰国生徒特別選抜 日本国以外での教育を受けた志願者に対し、本選抜を実施し、調査書、学力検査、小論文及び面接により選抜します。学力検査は、理科、英語、数学、国語の4教科による試験とします。 編入学者選抜 高等学校等を卒業後、技術者としての素養を身につけたいと強く希望する志願者に対し、本選抜を実施し、調査書、学力検査及び面接により選抜を行う。	推薦による選抜 推薦による入学者の選抜は、在籍する学校長から提出された推薦書、調査書及び面接の総合判定とします。調査書100点、面接100点、合計200点。 学力検査による選抜 学力検査による入学者の選抜は、学力検査、出身学校からの調査書などの総合判定とします。学力検査は理科・英語・数学・国語・社会の5教科についてマークシート方式による学力検査を実施します。5教科各100点、調査書100点、合計600点。 帰国生徒特別選抜 帰国生徒特別選抜は、学力検査、面接及び出身学校からの調査書などの総合判定とします。学力検査は理科・英語・数学・国語の4教科についてマークシート方式による学力検査を実施します。4教科各100点、面接100点、調査書100点、合計600点。 編入学者選抜 編入学者選抜は、在籍する学校長から提出された推薦書、調査書、学力検査及び面接の総合判定とします。学力検査は英語・数学の2教科についてマークシート方式による学力検査を実施します。2教科各100点、面接100点、調査書100点、合計400点。



自己点検・評価における意見聴取(準学士課程)

聴取対象	内容	観点	所掌する委員会規程
第三者評価としては、外部有識者評価、機関別認証評価、JABEE認定、特例適用専攻科認定が考えられる	前回の第三者評価で指摘された事項の改善がなされているか。特に、外部有識者に自己点検・評価結果を示して意見を伺う規程としている場合は、自己点検・評価を3～4年間隔で実施することが望ましい。	観点1-1-① (5)(6)	所掌する委員会の規程に明記すること。実施要項があることが望ましい
教員、職員、在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の学生、保護者、外部関係者(中学校、地方公共団体、民間企業その他)	在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の学生への質問内容が観点1-2-④(2)に示されている。その他は指定なし。	観点1-2-④ (1)(2)	
寮生	寮の設備や生活に関する要望などの意見	観点3-2-⑤ (5)	
在学生	学修単位科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われているか。	観点5-6-① (3)	授業アンケートに質問項目を設定することが望ましい
	成績評価や単位認定に関する基準が周知されているか。	観点5-6-② (1)	
	卒業認定基準が周知されているか。	観点5-7-② (1)	所掌する委員会の規程に明記すること。実施要項があることが望ましい
	実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証として意見聴取結果を活用する。	観点5-10-② (2)	
卒業時学生	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学習・教育の成果の把握・評価を行う。	観点5-8-② (1)	
卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学習・教育の成果の把握・評価を行う。	観点5-8-③ (1)	
就職先等	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学習・教育の成果の把握・評価を行う。	観点5-8-④ (1)	



自己点検・評価における意見聴取(専攻科課程)

聴取対象	内容	観点	所掌する委員会規程
専攻科在学生	成績評価や単位認定に関する基準が周知されているか。	観点6-6-②(1)	所掌する委員会の規程に明記すること。実施要項があることが望ましい
	修了認定基準が周知されているか。	観点6-7-②(1)	
	実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証として意見聴取結果を活用する。	観点6-10-②(2)	
専攻科修了時学生	修了生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学校の目的及びDPに基づいた学習成果の把握・評価を行う。	観点6-8-②(1)	
専攻科修了後一定期間の就業経験等を経た卒業生	修了生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学校の目的及びDPに基づいた学習成果の把握・評価を行う。	観点6-8-③(1)	
専攻科学学生就職先等	修了生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学校の目的及びDPに基づいた学習成果の把握・評価を行う。	観点6-8-④(1)	



自己点検・評価における教育活動の状況(準学士課程1/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	学科(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点5-3-①(1)
進級に関する規程が整備されていること。		観点5-3-①(3)
最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。	シラバスを管理する組織を定め、その組織はシラバスのチェック、学生の利用状況の把握、改善を行う。この業務を当該組織規程に明記すること。	観点5-4-③(4)
学修単位科目を設定している場合は、授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習時間を明記すること。	授業外学習時間は授業の形態ごとに学校で定めることになっているので、学則に明記されていなければならない。	観点5-4-③(7)
他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合	単位互換に関する規程を提示すること。	観点5-5-①(2)
特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか	ガイダンスを誰が実施するか規程で定められていることが望ましい。担任マニュアルでも可。	観点5-5-①(4)

3つのポリシーにも記載



自己点検・評価における教育活動の状況(準学士課程2/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点	
成績評価や単位認定に関する基準	CPに基づき規程で定められていること。	観点5-6-①(1)	
各授業科目の単位認定等	成績評価が適切に行われているかの組織的チェックの実施要項が必要。	観点5-6-①(2)	
学修単位科目に関し、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること	以下の対応が考えられる。 ①シラバスに授業時間外学習を詳しく記載する、②授業外学習を評価点に考慮していることがシラバスに明記されている、③授業アンケートの中に授業外学習が評価されているかの質問を設定する、④学校として把握した後に結果、改善を関係委員会に報告する。	観点5-6-①(3)	意見聴取にも記載
追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法	受験者の資格、実施時期、最高点の扱いを規定すること。これら試験を口頭試験で実施することは、記録が残らないので適切ではない。	観点5-6-②(2)	
成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための学校として組織的な措置	科目担当教員によるセルフチェックでは不十分。機関別認証評価で実施されるサンプル調査で不適切な科目が出るとチェック体制が不備とされるので、厳格な運営が必要。同一問題の定義については、本資料p.25～p.29を参考にすること。	観点5-6-③(1)	意見聴取にも記載
成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会	定期試験結果に対する意見申立てではなく、最終評価結果に対する意見申立てである。規程で定めること。	観点5-6-④(1)	
卒業要件	卒業認定基準を定めること。	観点5-7-①(1)	



自己点検・評価における教育活動の状況(専攻科課程1/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	専攻(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点6-3-①(1)
最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。	シラバスを管理する組織を定め、その組織はシラバスのチェック、学生の利用状況の把握、改善を行う。この業務を当該組織規程に明記すること。	観点6-4-②(4)
学修単位科目を設定している場合は、授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習時間を明記すること。	授業外学習時間は授業の形態ごとに学校で定めることになっているので、学則に明記されていなければならない。	観点6-4-②(5)
他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合	単位互換に関する規程を提示すること。	観点6-5-①(2)
特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか	ガイダンスを誰が実施するか規程で定められていることが望ましい。担任マニュアルでも可。	観点6-5-①(4)
成績評価や単位認定に関する基準	CPに基づき規程で定められていること。	観点6-6-①(1)

3つのポリシーにも記載



自己点検・評価における教育活動の状況(専攻科課程2/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点	
各授業科目の単位認定等	成績評価が適切に行われているかの組織的チェックの実施要項が必要。成績判定会議での進級確認はこれに該当しないので注意すること。ガイドラインを参照のこと。	観点6-6-①(2)	
学修単位科目に関し、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること	以下の対応が考えられる。 ①シラバスに授業時間外学習を詳しく記載する、②授業外学習を評価点に考慮していることがシラバスに明記されている、③授業アンケートの中に授業外学習が評価されているかの質問を設定する、④学校として把握した後に結果、改善を関係委員会に報告する。	観点6-6-①(3)	意見聴取にも記載
追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法	受験者の資格、実施時期、最高点の扱いを規定すること。これら試験を口頭試験で実施することは、記録が残らないので適切ではない。	観点6-6-②(2)	
成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための学校として組織的な措置	科目担当教員によるセルフチェックでは不十分。機関別認証評価で実施されるサンプル調査で不適切な科目が出るとチェック体制が不備とされるので、厳格な運営が必要。同一問題の定義については、本資料p.26～p.30を参考にする。	観点6-6-③(1)	意見聴取にも記載
成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会	定期試験結果に対する意見申立てではなく、最終評価結果に対する意見申立てである。規程で定めること。	観点6-6-④(1)	
修了要件	修了認定基準を定めること。	観点6-7-①(1)	



成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン(1/2)

1. 領域5／基準5－6／観点5－6－①：成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていること。このことは、成績評価の組織内でのチェック等、成績評価の適切な実施を求めている。

[1] ガバナンスとポリシーの整備

成績評価基準を学則等に規定すること。成績評価の妥当性をチェックするための専門委員会を設け、定期的に検証を行う体制を整備すること。

[2] シラバスに基づいた評価が行われていることの確認

- ・実際の成績データ(例: 試験点、レポート評価、課題点など)を照合可能な形式(Excelデータ等)により収集。
- ・シラバスに記載された評価配分(例: 試験50%、レポート20%、課題30%)と、実際に教員が用いた配分が一致していることを確認。
- ・毎年度、全科目を対象を確認することを推奨するが、実施し難い場合はサンプリング調査を行うことも可能。その場合、2～3年で全科目のチェックを行うことが必要。
- ・問題点が確認された場合、担当教員に対して改善の提案を検討。

[3] 評価に誤りがないことの確認

- ・追試験、再試験、単位認定試験等が規程に基づいて適切に処理されていることの確認。
- ・最終成績を整数とする際の端数処理の取り扱いが統一されていることを確認。

[4] 組織的チェックの時期

- ・成績評価が適切に行われていることの組織的チェックは、毎年度末の卒業認定会議及び進級認定会議前に終え、両会議において成績評価が適切に行われていることの確認が必要。

[5] 継続的改善

- ・毎年度、成績評価に関する検証結果を報告書としてまとめ、各教員に共有すること。
- ・問題点が見つかった場合、当該教員に指導を行うとともに、学校としての対応策を関連委員会で提示し、審議すること。



成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン(2/2)

2. 領域5／基準5－6／観点5－6－③(1):成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われていること。具体的には以下のすべての取組を実施している必要がある。

[1] 答案の返却

- 答案返却は、学生一人ひとりがDPを達成できるようにする観点から、学生が自分の答案及び成績評価結果を確認し、今後の学習計画の作成や復習等による学修成果の向上に役立てるために必要。
- 答案返却時に採点確認を行った後、再度、答案を回収することのないこと。

[2] 模範解答や採点基準の提示

[3] 同じ問題が繰り返されていないことのチェック

- 同一問題の考え方については、令和7年5月29日高等専門学校機関別認証評価委員会決定「同一問題に関するガイドライン」を参照のこと。

[4] 成績評価の妥当性の事後チェック(シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認)

- 詳細は前頁を参照のこと。

[5] 試験問題のレベルが適切であることのチェック

- 評価分布を算出し、分布に著しい偏りが検出された場合、教育内容や試験の質を改善するきっかけとすることができる。
- 年度ごとの傾向を比較し、極端な偏り(例: A評価あるいはFが多い等)がないかを確認。
- レポートや課題により成績評価が行われている場合、評価の偏りを基にレベルの適切性を確認。
- 出席点など出席することが当然な要素が成績評価に考慮されていないかを確認。

同一試験問題に関するガイドライン(1/4)

1. 同一試験問題に関する考え方

[1] 同一試験問題を使用することの問題点

- ・同一試験問題が繰り返されると、学生は単に過去問の暗記に頼るようになり、深い理解や応用力を養う機会が失われる。本来、試験とはその科目の中で理解すべきことのうち、どの程度理解し、応用力を身に付けているかを判断するために行うものであるため、パターンの暗記や過去問対策に偏った学習とならないように留意すべき。
- ・訪問調査時の現役学生への意見聴取において、定期試験の過去問題を入手可能な学生と入手が困難な学生がおり公平な成績評価となっていないので、改善して欲しいとの意見がある。こうした状況も踏まえ、学校は、同一試験問題を使用することにより学生間の情報格差によって不公平な成績評価が生じる問題に向き合うべきである。

試験問題が10問の小問で構成されている場合、その8問以上が同一問題であるという意味。

[2] 同一試験問題と認める基準

- ・機関別認証評価では、ある科目について試験問題の80%以上が前々年度と前年度または前年度における本試験・追試験・再試験等との間で同一と認められる場合は、同一試験問題が出題されたと判断する。
- ・同一試験問題が80%以上使用されている授業科目が1科目でもあることが確認されれば、学校として改善を要する点の指摘を受ける可能性がある。
- ・より公正で適切な作問の工夫を推進するため、当然のことながら学校が自主的に当該基準を上回る(例えば70%以上等)基準を設けることは何ら差し支えない。

[3] 機関別認証評価において同一試験問題が出題されているかチェックする試験の範囲

- ・チェックする試験は、定期試験(中間試験、期末試験)、追試験、再試験、単位追認試験等。
- ・受審年度の前年度における上記の試験問題間の同一性、及び前々年度の試験問題との同一性をチェックするため、学内で同一試験問題が出題されていないことの確認を継続的に行うこと。



同一試験問題に関するガイドライン(2/4)

2. 同一試験問題と認められる事例

- 同一試験問題とは、一字一句同一の問題以外に、本質的に同一の内容の問題についても、同一と判断する。本質的に同一の問題と判断する事例を①～④として以下に示す。
 - ①問題文が同じで、数値や単位等が異なる場合
 - ②小問の出題順が変更されているのみの場合
 - ③問題文や選択肢の順序が変更されているが、内容が本質的に変わらない場合
 - ④問題文や選択肢が部分的に改変されているが、内容が本質的に変わらない場合
- ただし、同一試験問題か否かは、単純な暗記問題とならないような作問の工夫がされているか、解を導くにあたって十分な考察を必要とするかなど、個別の判断を要するものも多いことから、どのような問題によれば学生の理解や応用力が測られ公平な成績評価に結び付くかを念頭に、各校の判断の下で適切に設計されるべきものである。



同一試験問題に関するガイドライン(3/4)

3. 同一問題と判断される事例

① 問題文が同じで、数値や単位等が異なる場合

問題A 1：次の不定積分を求めなさい。 $\int \sin(3x)dx$

問題A 2：次の不定積分を求めなさい。 $\int \sin(5x)dx$

理由：数値が異なるのみで、どちらも次のsin関数の積分公式を使う。 $\int \sin(ax)dx = -\frac{1}{a}\cos(ax) + C$
なお、cos関数やtan関数の積分の問題であれば、同一問題と見なされない。

② 単に小問の出題順序が変更されている場合

問1、問2、問3、問4、問5 ⇒ 問4、問2、問5、問1、問3

③ 問題文や選択肢の順序が変更されているが、内容が本質的に変わらない場合

問題B1：次の単語を正しい順番に並べ替え、文末にピリオド（.）を付けて文を完成させなさい。

the / bought / she / book / I / yesterday / read

問題B 2：次の単語を正しい順番に並べ替え、文末にピリオド（.）を付けて文を完成させなさい。

I / book / she / bought / the / read / yesterday

理由：正解は、"I read the book she bought yesterday." である。単語の順序は異なっているが、選択肢は同じ。

同一試験問題に関するガイドライン(4/4)

3. 同一問題と判断される事例

③ 問題文や選択肢の順序が変更されているが、内容が本質的に変わらない場合

問題C1：以下の研究倫理に関する文章の中から正しくないものを選びなさい。

- (1) 共同研究者以外の第三者に研究データを提供する際には、データの提供元や研究参加者の同意を得ることが必要である。
- (2) 研究における剽窃は、他人の成果自分のものとして発表する行為であり、重大な研究不正行為である。
- (3) 動物実験において、実験動物の苦痛を最小限にする配慮は倫理的な要求事項ではない。

問題C2：以下の研究倫理に関する文章の中から正しくないものを選びなさい。

- (1) 動物実験において、実験動物の苦痛を最小限にする配慮は倫理的な要求事項ではない。
- (2) 共同研究者以外の第三者に研究データを提供する際には、データの提供元や研究参加者の同意を得ることが必要である。
- (3) 研究における剽窃は、他人の成果自分のものとして発表する行為であり、重大な研究不正行為である。

理由：正解は問題C1の(3)、問題C2の(1)であり、選択肢の順番が異なるのみ。

④ 問題文や選択肢が部分的に改変されているが、内容が本質的に変わらない場合

問題D1："What is your name?" を用いて間接疑問文を作りなさい。

問題D2："What is his name?" を用いて間接疑問文を作りなさい。

理由：問題D1の正解例は、"Could you tell me what your name is?" である。

どちらも間接疑問文の語順を問う問題であり、具体例が多少異なるのみ。

自己点検・評価の作業手順について(1/2)

自己点検・評価の全体スケジュールを検討する際は、以下の手順を参考にすること。

1. 統括組織を確認する。
2. 統括組織の役割を明確化し、どこまで実務を担当するか確認する。
3. 統括組織、各種委員会の役割を確認し、自己点検・評価業務の担当を決め、その業務が担当委員会の各規程に明記されていることを確認する。
4. 自己点検・評価に必要な業務に関する規程、実施要項を確認し、不備があれば、規程や要項の改正を行う。
5. 統括組織は、全業務のスケジュールを検討し、各種業務を担当する委員会にスケジュールを通知する。
6. 統括組織は、各種委員会にデータ取得の依頼、データの検証結果の報告依頼を行う。各種委員会で審議・検証を行う際は必ず委員会議事録を作成し、結果を統括組織に報告する。
7. 統括組織は問題点の集約を行い、改善案を作成し、最終決定機関(例:運営会議)に報告し、指示を受ける。
8. 統括組織は最終決定機関で了承が得られた改善案を各種委員会に通知する。各種委員会で審議・改善を行う際は必ず委員会議事録を作成し、結果を統括組織に報告する。
9. 統括組織は、改善状況を把握したうえで、自己点検・評価報告書をまとめる。
10. 報告書は最終決定機関の承認を受けたうえで、ホームページに公開する。



自己点検・評価の作業手順について(2/2)

最終的に自己点検・評価報告書をまとめるにあたっての留意点

- (1) 自己点検・評価報告書(暫定版)を作成して、それを基に外部有識者の意見を求める必要がある。
- (2) 後期期末試験終了後に成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的なチェックを実施する必要がある。
- (3) 卒業式までに卒業生に対して、学生が卒業時に身に付けた学力、資質、能力について意見聴取をする必要がある。
- (4) 外部有識者の意見聴取、成績評価や単位認定の組織的なチェック、卒業生の意見聴取の結果を反映した自己点検・評価報告書を完成させ、次年度の5月末を目途に公開する。
- (5) (必要に応じて)6月末までに、当機構に機関別認証評価の自己評価書、または対応状況報告を提出する。



ご清聴ありがとうございます